

不登校対策の推進について

資料 1

1 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

2 不登校の状況について

(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

(1) 不登校児童生徒数の経年推移 (平成30年度～令和4年度)

小学校	姫路市	兵庫県	全国	中学校	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	267 (0.90)	1,873 (0.65)	44,471 (0.70)	平成30年度	730 (5.12)	5,736 (4.30)	114,379 (3.81)
令和元年度	289 (0.98)	2,337 (0.82)	52,905 (0.84)	令和元年度	719 (5.11)	6,084 (4.62)	122,519 (4.12)
令和2年度	333 (1.14)	2,829 (1.01)	62,862 (1.01)	令和2年度	756 (5.40)	6,424 (4.91)	127,671 (4.30)
令和3年度	449 (1.56)	3,643 (1.32)	80,825 (1.32)	令和3年度	979 (7.01)	7,679 (5.82)	157,019 (5.26)
令和4年度	631 (2.23)	4,938 (1.80)	104,265 (1.72)	令和4年度	1,080 (7.82)	9,239 (7.06)	185,810 (6.27)

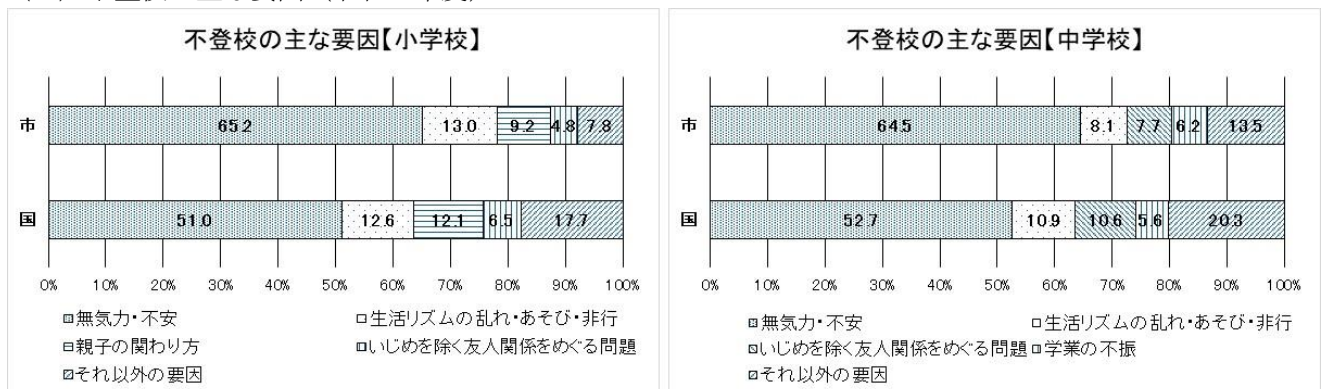
※ () 内は、不登校児童生徒数が、全児童生徒数に占める割合 (%)

(2) 不登校児童生徒数のうち、出席日数が0日の者の経年推移 (平成30年度～令和4年度)

姫路市	在籍児童数	不登校		うち出席日数0日	
小学校		人数	全児童中の割合	人数	全児童中の割合
H30	29,749	267	0.90%	10	0.03%
R1	29,505	289	0.98%	8	0.03%
R2	29,175	333	1.14%	18	0.06%
R3	28,720	449	1.56%	26	0.09%
R4	28,313	631	2.23%	18	0.06%
国	在籍児童数	不登校		うち出席日数0日	
小学校		人数	全児童中の割合	人数	全児童中の割合
H30	6,334,588	44,471	0.70%	1,157	0.02%
R1	6,278,979	52,905	0.84%	1,592	0.03%
R2	6,216,083	62,862	1.01%	2,078	0.03%
R3	6,144,131	80,825	1.32%	2,307	0.04%
R4	6,078,347	104,265	1.72%	2,900	0.05%

姫路市	在籍生徒数	不登校		うち出席日数0日	
中学校		人数	全生徒中の割合	人数	全生徒中の割合
H30	14,262	730	5.12%	30	0.21%
R1	14,065	719	5.11%	34	0.24%
R2	13,981	756	5.40%	54	0.39%
R3	13,966	979	7.01%	52	0.37%
R4	13,814	1,080	7.82%	60	0.43%
国	在籍生徒数	不登校		うち出席日数0日	
中学校		人数	全生徒中の割合	人数	全生徒中の割合
H30	3,005,688	114,379	3.81%	4,723	0.16%
R1	2,974,259	122,519	4.12%	5,610	0.19%
R2	2,968,559	127,671	4.30%	6,012	0.20%
R3	2,987,454	157,019	5.26%	6,077	0.20%
R4	2,964,985	185,810	6.27%	6,523	0.22%

(3) 不登校の主な要因 (令和4年度)



※ 「それ以外の要因」に含まれるもの

小学校・・・学業の不振、家庭の生活環境の急激な変化、家庭内の不和、教職員との関係をめぐる問題、入学・転編入学・進級時の不適応、進路に係る不安、学校のきまり等をめぐる問題、いじめ、クラブ活動・部活動等への不適応、左記に該当なし と続く。

中学校・・・親子の関わり方、入学・転編入学・進級時の不適応、家庭の生活環境の急激な変化、家庭内の不和、学校の決まり等をめぐる問題、クラブ活動・部活動等への不適応、進路に係る不安、教職員との関係をめぐる問題、いじめ、左記に該当なし と続く。

3 不登校の全国的な傾向と本市における割合について

(1) 全国的な傾向・・・不登校児童生徒数の増加が加速している。

【理由①】「教育機会確保法」の成立や「元年度通知」の発出等 ※ 資料1-1 資料1-2

⇒ 不登校への理解が広がり、無理して学校に行く必要はないという考えの保護者が増えた。

【理由②】コロナ禍による影響

⇒ ・子どもの生活リズムが乱れやすい状況が続いた。

・本人や保護者にとって休むことへの抵抗感が薄れている傾向がある。

(2) 本市における不登校の割合・・・国や県に比べて高い。

【理由①】小学校、中学校ともに「無気力・不安」の割合が国と比較して10%以上高く、これらが登校意欲につながりにくい要因になっていると考えられる。

【理由②】本市周辺には多くの民間施設があり、民間施設への通所を選択する児童生徒も一定程度いることも要因の一つであると考えられる。

※ 民間施設等に通所している児童生徒数（R5年度 小 21人、中 38人）

4 本市における不登校対策について

(1) 市教委として力を入れていること

① 誰もが「通いたくなる」「通い続ける」魅力ある学校づくりの取組

② 子どもの自己実現や社会的自立に向けての支援

③ 子どもの居場所づくりと多様な学びの機会の確保

→ 不登校の背景には様々な要因が複雑に絡み合っているケースが多く、決して問題行動として捉えてはならない。また、不登校の状態になっているのは、子ども自らが心身の休養を必要としているという意思の表れでもあり、子ども自身の自己決定の1つでもある。よって、学校復帰のみを目的とするのではなく、子どもを真ん中に置き、個別のニーズに応じた対策を推進していくべきと考える。

(2) 本市における不登校対策

① 誰もが「通いたくなる」「通い続ける」魅力ある学校づくりの取組

ア 新たな不登校を生まないための取組として、子どもの声に耳を傾け、学校全体で推進する。

イ 「居場所づくり」と「絆づくり」をキーワードに「わかる授業の推進」とともに、子ども達が安全、安心な環境のもとで主体的に授業や行事に取り組める学校の風土づくり

② 子どもの自己実現や社会的自立に向けての支援

ア 不登校悩み相談「ほっとメール」【育成支援課】※ 資料1-3

イ 各学校で不登校対策支援プランの作成（ひょうご不登校対策プロジェクトより）

ウ 個別面接相談【育成支援課】※ 資料1-3

エ 不登校の子どもを持つ親への支援【育成支援課】※ 資料1-3

③ 子どもの居場所づくりと多様な学びの機会の確保

ア 不登校児童生徒支援員配置事業（令和6年度より）

（R6年度 小学校 18校、中学校（義務教育学校後期課程・夜間中学校含む））全36校
（内2校未配置））

イ 適応教室

（出張型適応教室「すまいる」R5年度 安富公民館、広畑市民センターに設置

R6年度 大塩公民館、図書館香寺分館に設置）

【育成支援課】※ 資料1-3

ウ 姫路市不登校対策連絡協議会の開催（R5年度より）年2回開催（8月と2月）

※ 資料1-4

エ 生徒指導加配教員の配置

（R6年度 中学校（義務教育学校後期課程含む） 31校（内5校未配置））

オ 不登校加配教員の配置

（R6年度 中学校 8校）

カ スクールカウンセラーの配置

（R6年度 中学校（義務教育学校後期課程・夜間中学校含む） 全36校、小学校 17校）

キ 学校カウンセラーの配置

（R6年度 市立高校 全3校）

ク スクールソーシャルワーカーの配置

（R6年度 中学校（義務教育学校後期課程・夜間中学校含む） 全36校）

ケ 学生ボランティアの派遣

（R5年度 45校園 63名 幼稚園 4園 6人、小学校 31校 44人、
中学校 7校 8人、義務教育学校 2校 4人、特別支援学校 1校 1人）

コ 民間施設・民間団体との連携（指導要録上の出席扱い）

（R5年度 小学校 4人、中学校 37人）

サ ICT等を活用した学習支援（指導要録上の出席扱い）

（R5年度 小学校 10人、中学校 5人）

シ 兵庫県教委作成の「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」等の学校園ホームページへの掲載

5 今後の方向性について

（1） 校内サポートルーム環境の充実

（2） 「学習プラットフォーム」のサービス実装（姫路版スマートシティ事業の一環）

※ 動画授業やAIドリル等の学習コンテンツにアクセスできるメタバース型のプラットフォームの構築

（3） 「学びの多様化学校」設置検討に向けた他市町先行事例の情報収集・研究

※ 令和6年8月5日（月）に、令和6年4月1日に開校した大阪市立心和中学校への視察を予定

資料 1－1 近年における不登校に関する法令及び通知

- (1) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(いわゆる「教育機会確保法」) (H29. 2. 14施行)

ポイント

- 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備

- (2) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
(H29. 3. 31)

ポイント

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実

- (3) 文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」
(いわゆる「元年度通知」) (R元. 10. 25)

ポイント

- 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。
- 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。

- (4) 文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」
(「COCOLOプラン」) (R5. 3. 31) ※ 資料1－2

ポイント

- 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指す。
 - ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。
 - ② 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する。
 - ③ 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。

○校内教育支援センター（スペシャリストルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

実効性を高める取組

○エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○学校における働き方改革の推進 ○文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため
1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

○1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
○「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会との連携を強化）

○一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

○学校の風土を「見える化」(風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
○学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

○いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底

○児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進

○快適で温かみのある学校環境整備

○学校を、障害や国語言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

資料１－３ 育成支援課での不登校支援について

1 個別面接相談

3歳から18歳までの子育てに関する教育相談の中で、不登校にかかる相談にも対応している。令和5年度の教育相談件数は延べ8,215件であり、そのうち4,248件が不登校にかかる相談であった。適応教室通所申請書を保護者が育成支援課へ提出することで、個別の面接相談の利用を適応教室への参加扱いとすることも可能である。

個別の面接相談を適応教室参加扱いとした人数

令和3年度：78人 令和4年度：68人 令和5年度：58人 令和6年度：50人

2 適応教室

育成支援課では適応教室を3つの形態で運営している。1つめは、総合教育センター内において、毎月3回水曜日の午後に開設する「きらぼし」がある。「きらぼし」は5名程度の小集団活動を行っており、小学生の利用が多い。

2つめは、毎週月・火・木・金曜日の10時から14時20分まで、総合教育センター内において開設する「ふれあい」である。「ふれあい」は5名以上の小集団活動を行い、中学生の利用が多い。館外での体験活動も実施する。 ※令和5年度は橋の科学館での体験活動に10人参加。

3つめは、出張型の「すまいる」がある。従前からの安富公民館、広畑市民センターに加えて、今年度から大塩公民館、図書館香寺分館の2か所にも設置した。市内4か所において毎月2回開設している。

令和3年度

きらぼし利用者：8人 ふれあい利用者：21人 すまいる利用者：6人

令和4年度

きらぼし利用者：8人 ふれあい利用者：23人 すまいる利用者：7人

令和5年度

きらぼし利用者：15人 ふれあい利用者：31人 すまいる利用者：7人

令和6年度（6月12日現在）

きらぼし利用者：6人 ふれあい利用者：16人 すまいる利用者：11人

3 不登校悩み相談「ほっとメール」

令和6年度5月より開設。姫路市立学校に在籍する児童生徒が、学習者用アカウント（Google アカウント）によりログインして、学習 e-ポータルのお知らせに掲載している「不登校悩み相談ほっとメール」

（Google フォーム）に入力することにより相談を行うことができる。各学校に通知するとともに、学習者用端末にも開設の案内を表示済。

4 不登校の子どもを持つ親への支援

総合教育センターにおいて、「あゆみの会」を毎年度5月から2月までの第3土曜日の10時から11時30分に開催している。予約不要、途中参加可能、途中退席可能としている。様々な悩みを抱える保護者の参加がある。不登校を経験した子どもを持つ保護者の参加もある。

あゆみの会参加者数

令和3年度：延べ16人

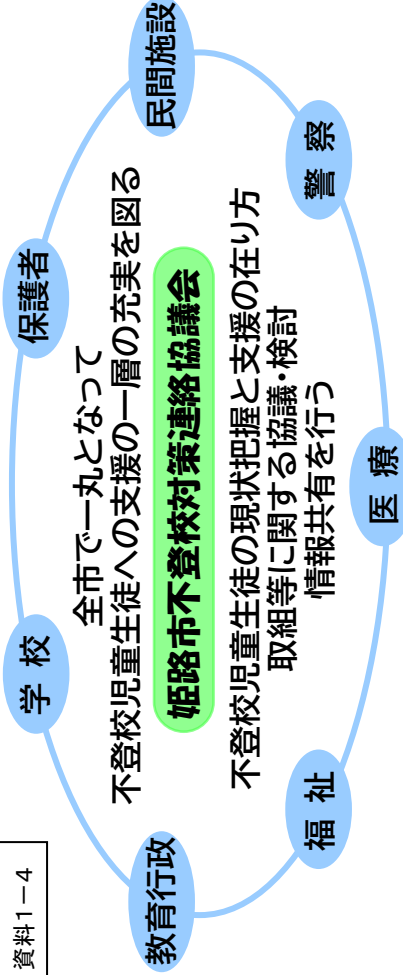
令和4年度：延べ59人

令和5年度：延べ84人

令和6年度（6月12日現在）：11人

不登校児童生徒への支援の在り方について

資料1-4



Point!

大切にすべき視点やキーワード

※協議会では、4つのグループに分かれ キーワードを出し合いました。

- 子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- 子どもを中心に みんながつながった 居場所づくり
- 多様と包摂 多様性を重視しながら、具体的な取組(仲間づくり)が必要
- 子どもを中心に子どもがいろいろなところにつながれるように支援

◆児童生徒に対してできること

○居場所づくり

- ・社会的自立に向けた居場所の確保
- つながり
- ・地域の人とのつながりを支援する (地域行事への参加)
- ・社会経験ができる場の提供
- ・児童生徒にとってのキーパーソンとなる(心通う教師の存在)

○内面理解

- ・不登校になった背景を正しく理解して対応する
- ・人格の尊重
- ・自己肯定感、自己有用感を高める (褒める、認める)
- ・得意なこと、可能性への気付き

○学習支援

- ・宿題、課題の個別対応
- ・ICT機器や一人一台端末の活用
- ・板書や授業ノートのClassroomへの掲載

○サポート

- ・進路未決定者への相談の充実
- ・不登校経験者から体験談を聞くことで安心につなげる
- ・自分の将来について考える機会の設定
- ・待つ姿勢を大切にすること
- ・高校等への進学支援
- ・個別支援シートの作成
- ・友達からのサポートをアシスト

◆保護者に対してできること

○居場所づくり

- ・保護者の焦りやつらさ等の心情を聞き、支援を共に考える場を設定

○つながり

- ・保護者の思いに寄り添い、共感する(心のケア)
- ・保護者との密な連携、つながりを続ける(連絡ノート、家庭訪問など)
- ・保護者同士の仲間づくりをサポート



○情報の提供

- ・公的な支援施設や民間施設の周知
- ・子どもが不登校を経験した保護者の体験談を聞くことで安心につなげる
- ・進路情報の提供
- ・学校園における教育講演会、子育て講演会の開催

○支援・制度・相談窓口

- ・相談の充実、相談先の周知、関係機関との連携、気軽に相談できる体制
- ・複合的な課題を持つ家庭への支援
- ・貸付等申請時の支援

◆学校全体の取組

- ・魅力ある学校づくり(未然防止)
- ・わかる授業、楽しい授業への工夫・改善(未然防止)
- ・メンタルルーム(別室)の整備
- ・校内で対応や支援を統一する
- ・総合教育センターとの連携
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・保幼小中の校園種間連携でギャップをなくす

学識経験者の先生より

人を支えるのは人。上手くいかなかった場合に、支援のバトンはどうつないでいくか。大事なことは、人に頼ること、出会いである。頼れる人、守ってくれる人をどうつくっていくか。「この機関だからできる。この機関にしかできないことがある。」と、意識して役割分担することで、子ども達を支援できる。



兵庫大学 教授 田邊 哲雄 氏 (社会福祉学)



姫路大学 教授 日渦 淳子 氏 (教育心理学)

その子にとって何が必要なのかを考えることが重要である。不登校の子は先が見えないため、明かりを灯してあげると良い。「こんなことができるよね。」と、できることを一緒に探し、ちよっと先の未来を見据えてあげると良い。心の居場所をつくるのは人。その子にとって大切な人、つながれる人をつくっていくことが重要である。

※本リーフレットを不登校児童生徒への支援の充実に生かしていただければと思います。

姫路市教育委員会 学校指導課